



元高森推第 140 号
令和元年 7 月 17 日

一般社団法人高知県建設業協会 会長 様

森づくり推進課長



令和元年度県営林整備事業（公募型プロポーザル）の実施について

貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから本県の森林林業行政につきましては、格段のご指導、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業の公募を別紙要領等により実施することとなりましたので、関係事業者の方々への周知をお願いいたします。

また、公募地の事業説明会及び現地説明会を令和元年 8 月 2 日（金）に開催するよう予定しています。参加を希望される場合には、準備の都合から別添参加申込書に必要事項を記載のうえ、7 月 31 日（水）までに高知県森づくり推進課へ F A X 送信いただきたいと考えておりますので、併せてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、「事業説明会」または「現地説明会」への参加申込のない場合は、説明会は実施いたしません。

このため、参加申込の有無を確実に把握する必要があることから、F A X 送信していただいた後に必ず電話にて送信した旨のお知らせをいただきますようお願いいたします。

参加申込につきましては、参加予定者から直接、森づくり推進課まで送信いただいで結構ですのでよろしくをお願いいたします。

記

・添付資料

令和元年度県営林整備事業プロポーザル実施要領

令和元年度県営林整備事業プロポーザル募集要領

令和元年度県営林整備事業プロポーザル審査要領

令和元年度県営林整備事業プロポーザルに関する企画提案書作成要領

令和元年度県営林整備事業候補地

県営林整備事業（P R 版）

「事業説明会」及び「現地説明」

参加申込書

令和元年度県営林整備事業プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

県営林整備事業

(2) 事業の目的

県営林を活用して事業者が森林整備事業の事業量を継続的に確保することにより、就労の場の提供と安定的な木材の供給を目的とする。

(3) 事業内容

- ① 指定する県営林において、「森の工場」を設立することを目指し、当県営林を含む集約化団地を形成し、市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成と立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。
(間伐対象木は劣勢木を優先することとする。ただし、列状間伐を行う場合については特に定めない。)
- ② 指定する県営林を市町村森林整備計画に基づき、作業路網その他の施設の整備を実施すること。
- ③ 造林事業補助金交付申請、受領及び精算に係る業務に関すること。
- ④ 森林の現状把握を随時行うとともに、県以外の者が所有する森林との境界の巡視を行うこと。また、異常を発見し必要な処置を行ったときは、速やかに県に報告すること。
- ⑤ ①、②において伐採した木竹のうち販売価格が搬出経費を上回ると見込まれるものは造材し、市場まで搬出すること。

(4) 提案事項

指定する県営林を含む団地における作業道開設を含めた森林整備計画。

(5) 期間

事業実施期間はおおむね6カ年間（最長令和7年3月31日まで）とする。
また、別途、森づくり推進課と事業実施主体との間で調整を行う。

2 見積限度額

別途定める「令和元年度県営林整備事業プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）のとおり。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和元年度県営林整備事業プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

企画提案者（以下「提案者」という。）の募集は、別途定める募集要領のとおりとし、関係業界団体に通知するとともに、森づくり推進課ホームページ等へ掲載し広報を行います。

森づくり推進課 [<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/>]

6 事業実施主体の決定方法

- (1) 提出された企画提案書と提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。
- (2) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、協定の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。
- (3) 事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。
- (4) 選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「協議等」という。）を行います。
- (5) この協議等が整ったときには、協定の手続きを行います。
- (6) 協議等が整わない場合は、改めて県と次点者に選定された者で交渉を行います。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿（森林整備）（以下「名簿」という。）に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げている排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 作業道の開設及び森林整備（収入間伐等）事業を同一の事業体（共同体）において実施できる技術及び能力を有するものであること。
- (8) 地域経済への事業効果拡大を図るために、県内事業者（県内に主たる事業所を置く者をいう。）であること。

8 説明会

別途定めた「募集要領の12」のとおり。

9 質疑と回答

別途定めた「募集要領の7」のとおり。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式-1）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。

申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

| 番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
|----|-------------------------------|-----|------|
| 1 | 参加申込書 | A 4 | 1 部 |
| 2 | 競争入札参加資格（物品購入等関係） 決定通知書の写し | A 4 | 1 部 |
| 3 | 都道府県税の納税証明書 | A 4 | 1 部 |
| 4 | 消費税及び地方消費税の納税証明書 | A 4 | 1 部 |

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和元年8月16日（金）午後5時15分（必着）

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当（恒石、川久保）

電話番号 088-821-4814

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部森づくり推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和元年8月23日（金）までに申込者へ電話、文書、電子メール等にて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「令和元年度県営林整備事業プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「令和元年度県営林整備事業プロポーザル審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、令和元年10月23日（水）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>]

14 日程

別途定めた「募集要領の12」のとおり。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-2により提出してください。
開示・非開示の判断は別紙様式-2に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 問合せ先

10の(1)の③の提出先と同じ

17 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 「高知県建設工事競争入札参加資格」を有しているが、名簿に登録されていない場合は、資格要件に該当しません。

参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

令和元年度県営林整備事業プロポーザル募集要領に基づき、令和元年度県営林整備事業に関する下記の県営林のプロポーザルに参加を申し込みます。

記

県営林名 : _____

連絡先

担当者 _____

電話 _____

F A X _____

E-mail _____

高知県知事 尾崎 正直 様

所在地
事業者名
代表者名

印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

| 開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。 |
|-------------------------|---------------------------------|
| | |

令和元年度県営林整備事業プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

県営林整備事業

(2) 事業の目的

県営林を活用して事業者が森林整備事業の事業量を継続的に確保することにより、就労の場の提供と安定的な木材の供給を目的とする。

(3) 事業内容

① 指定する県営林において、「森の工場」を設立することを目指し、当県営林を含む集約化団地を形成し、市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成と立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。

(間伐対象木は劣勢木を優先することとする。ただし、列状間伐の場合については特に定めない。)

② 指定する県営林を市町村森林整備計画に基づき、作業路網その他の施設の整備を実施すること。

③ 造林事業補助金交付申請、受領及び精算に係る業務に関すること。

④ 森林の現状把握を随時行うとともに、県以外の者が所有する森林との境界の巡視を行うこと。また、異常を発見し必要な処置を行ったときは、速やかに県に報告すること。

⑤ ①、②において伐採した木竹のうち販売価格が搬出経費を上回ると見込まれるものは造材し、市場まで搬出すること。

(4) 提案事項

指定する県営林を含む団地における作業道開設を含めた森林整備計画。

(5) 期間

事業期間はおおむね6カ年間（最長令和7年3月31日まで）とする。

また、別途、森づくり推進課と事業実施主体との間で調整を行う。

2 見積限度額

(単位：千円)

| No | 県営林名 | 市町村名 | 見積限度額 (県負担金) | 参考事業費 |
|----|--------------------|------|-----------------|---------|
| 1 | 羽根県行造林 26～28 林班 | 室戸市 | 71,591 | 122,984 |

(注) 消費税及び地方消費税額を含む。

県は、森林整備事業の事業費から事業実施主体が受領した補助金を差し引いた金額を負担します。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、協定の相手方となる候補者（以下「候補者」

という。)及び次点者を選考するために「令和元年度県営林整備事業プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 事業実施主体の決定方法

- (1) 提出された企画提案書と企画提案者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。
- (2) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、候補者と次点者を選定します。
- (3) 事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。
- (4) 選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「協議等」という。)を行います。
- (5) この協議等が整ったときには、協定の手続きを行います。
- (6) 協議等が整わない場合は、改めて県と次点者に選定された者で交渉を行います。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿(森林整備)(以下「名簿」という。)に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げている排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 作業道の開設及び森林整備(収入間伐等)事業を同一の事業体(共同体)において実施できる技術及び能力を有するものであること。
- (8) 地域経済への事業効果拡大を図るために、県内事業者(県内に主たる事業所を置く者をいう。)であること。

6 募集方法及び説明会

(1) 募集方法

関係業界団体に通知するとともに、森づくり推進課ホームページ等へ掲載し広報を行う。

森づくり推進課 [<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/>]

(2) 事業説明会等

事業説明会及び現地説明の開催日時及び場所については、「12 日程(予定)」のとおり。

7 質疑と回答

質疑は令和元年8月29日(木)午後5時15分までに別紙様式-3により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、又はFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和元年9月5日(木)までにホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式-1)に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。

申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

| 番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
|----|---------------------------|----|------|
| 1 | 参加申込書 | A4 | 1部 |
| 2 | 競争入札参加資格(物品購入等関係)決定通知書の写し | A4 | 1部 |
| 3 | 都道府県税の納税証明書 | A4 | 1部 |
| 4 | 消費税及び地方消費税の納税証明書 | A4 | 1部 |

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和元年8月16日(金)午後5時15分(必着)

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当(恒石、川久保)

電話番号 088-821-4814

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部森づくり推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和元年8月23日(金)までに申込者へ電話、文書、電子メール等にて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和元年度県営林整備事業プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「令和元年度県営林整備事業プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和元年10月23日（水）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程（予定）

事業説明会及び現地説明

| 県営林名 | 市町村 | 事業説明会 | 現地説明 |
|--------------------|-----|---|----------------------------|
| 羽根県行造林 26～28 林班 | 室戸市 | 日 時：令和元年8月2日（金） 10:00～12:00 会 場：室戸市役所 2階第一会議室 所在地：室戸市浮津25番地1 | 令和元年8月2日（金） 13:00～16:00 |

- | | | |
|------|-----------|-------------------|
| 令和元年 | 7月17日（水） | 公告（募集開始） |
| 令和元年 | 7月31日（水） | 事業説明会及び現地説明参加申込期限 |
| 令和元年 | 8月2日（金） | 事業説明会 |
| 令和元年 | 8月16日（金） | 参加申込及び資格確認書類提出締切 |
| 令和元年 | 8月23日（金） | 参加資格の通知 |
| 令和元年 | 8月29日（木） | 質疑の受付期限 |
| 令和元年 | 9月20日（金） | 企画提案書の提出締切 |
| 令和元年 | 10月16日（水） | 審査委員会 |
| 令和元年 | 10月23日（火） | 審査結果通知（発送予定日） |

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-2により提出してください。
開示・非開示の判断は別紙様式-2に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>]

- (4) 協定締結者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

8の(1)の③の提出先と同じ

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 「高知県建設工事競争入札参加資格」を有しているが、名簿に登録されていない場合は、資格要件に該当しません。

参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

所在地 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ 印

令和元年度県営林整備事業プロポーザル募集要領に基づき、令和元年度県営林整備事業に関する下記の県営林のプロポーザルに参加を申し込みます。

記

県営林名 : _____

連絡先

担当者 _____
電話 _____
FAX _____
E-mail _____

高知県知事 尾崎 正直 様

所在地
事業者名
代表者名

印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

| 開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。 |
|-------------------------|---------------------------------|
| | |

令和元年度県営林整備事業プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

質疑内容

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

提出期限：令和元年8月29日（木）午後5時15分
提出先：高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当
担当 恒石・川久保
FAX：088-821-4576

令和元年度県営林整備事業プロポーザル審査要領

令和元年度県営林整備事業におけるプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和元年度県営林整備事業プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 事業体の財務状況 (20点)
- (2) 技術者・作業者の配置計画及び人材育成 (20点)
- (3) 地域貢献 (20点)
- (4) 資源の活用計画 (20点)
- (5) 生産性の向上 (20点)

3 審査委員会

- (1) 審査委員は、参加者から提出された企画提案書と企画提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、審査票により審査・評定を行います。
- (2) 参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。
- (3) 事務局は、審査委員会開催の日時、場所、各応募者の説明時間、順番等を速やかに応募者に通知します。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書によるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、応募件数が1件のみの場合は、評定点数が60点以上であれば、候補者とします。応募件数が2件以上で、最高点の者の評定点数が60点以上の場合であって、同点の場合は、収益見積額（木材販売収入から負担金を差し引いた額）が高価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 応募件数が2件以上の場合であっても、次点者の評定点数が60点未満であれば、次点者は該当なしとします。
- (6) 審査の結果、最高点の者が60点に満たない場合は、審査委員会で対応を検討します。

審査基準

| 審査の項目 | 審査の視点 | 配点 | 評価の基準 |
|--------------------|---|----|-------|
| 事業体の財務状況 | ア 事業体の財務状況の評価 イ 本事業に必要な機械設備の状況の評価 | 20 | |
| 技術者・作業者の配置計画及び人材育成 | ア 事業体・技術者の評価 イ 安定的な雇用に対する評価 ウ 人材育成に対する評価 | 20 | |
| 地域貢献 | ア 地域経済の活性化 イ 環境への配慮 ウ 地元企業等との連携 エ 木材の搬出先 | 20 | |
| 資源の活用計画 | ア 計画の評価 | 20 | |
| 生産性の向上 | ア 労働生産性の評価 イ 生産システムの評価 ウ 路網配置計画の評価 エ 事業費の適正な積算 | 20 | |

令和元年度県営林整備事業プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

| | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
|---|-------------------------|---------|-----------|
| 1 | 事業実施計画書 | 第1号様式 | 正本1部、副本6部 |
| 2 | 年度別実施計画書 (各年度) | 第2号様式 | 正本1部、副本6部 |
| 3 | 工程表 (全体・各年度) | 自由様式(例) | 正本1部、副本6部 |
| 4 | 現場組織表・安全管理計画・ 緊急時の体制 | 自由様式(例) | 正本1部、副本6部 |
| 5 | 経費見積書 | 第3号様式 | 正本1部、副本6部 |
| 6 | 現場作業員資格等取得状況 | 第4号様式 | 正本1部、副本6部 |
| 7 | 決算書(直近3ヵ年) | 自由様式 | 7部 |

2 提出方法

持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

3 提出期限

令和元年9月20日(金)午後5時15分必着

注 この期限までに必要書類すべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当(恒石、川久保)

電話番号 088-821-4814

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電子メール等にてお知らせします。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

- ① 県営林地において、事業量を拡大することによる雇用の継続及び担い手の育成

- ② 「森の工場」を念頭に置いた、将来の県営林での間伐等による増産体制の構築
- ③ 作業道開設等による収入間伐での収益確保

(2) 事業の要件

作業道の開設及び森林整備（収入間伐等）事業を、同一の事業体（共同体）において計画及び実施できる技術、能力を有するものであること。

(3) 特に提案を求めるポイント

- ・ 間伐収入見込み
- ・ 効率的な生産システム
- ・ 人材育成
- ・ 地域貢献
- ・ 森の工場計画認定

(4) 安定的な財務基盤

過去3ヵ年において安定的な事業運営がなされていること。また、事業に必要な林業機械等を有していること。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案とします。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することができます。

8 企画提案にあたっての留意事項

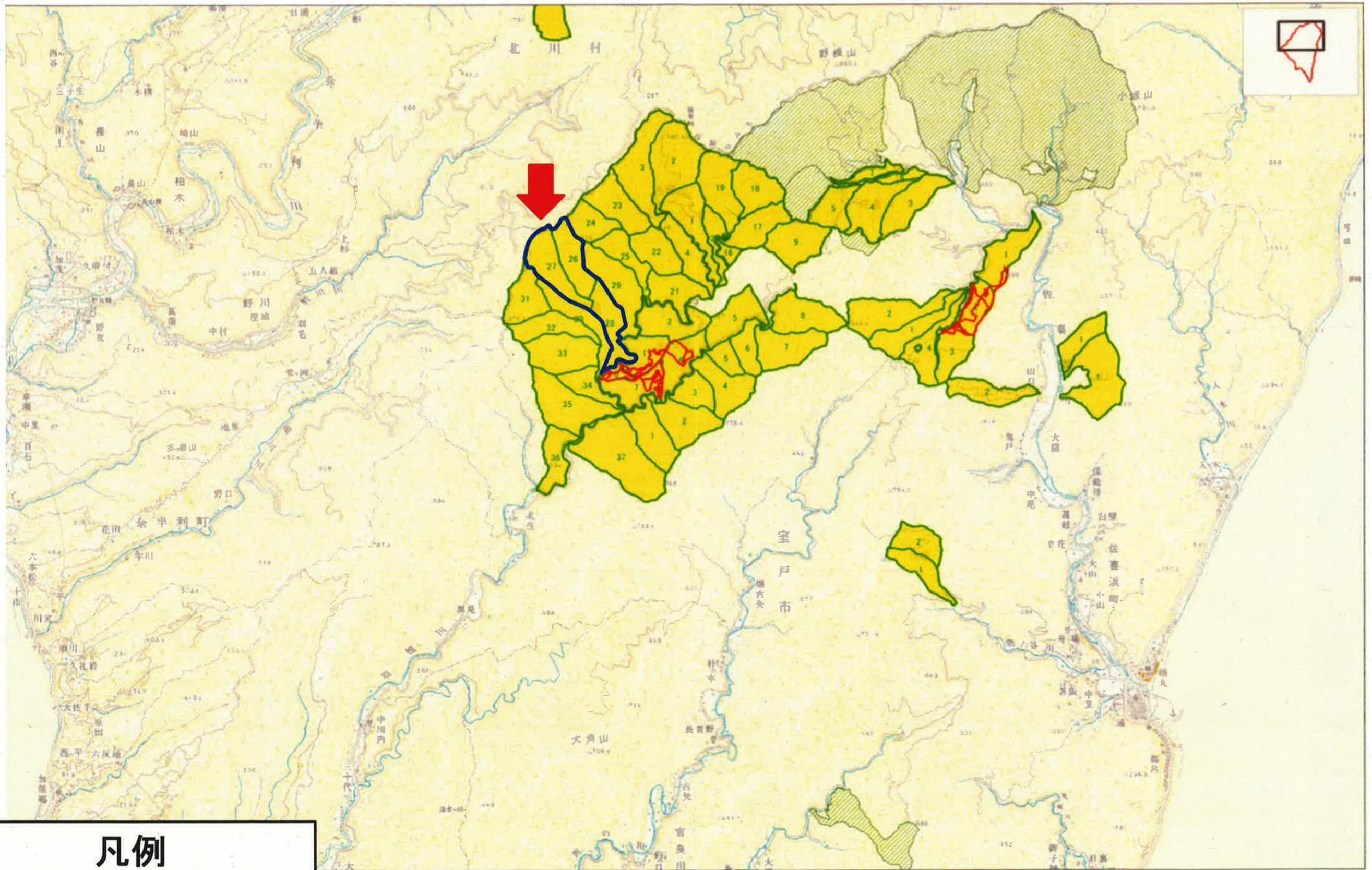
- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正はできません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

令和元年度県営林整備事業候補地

①室戸市

羽根県行造林26～28林班（別添位置図）

県営林整備事業実施地区 S=1:50000



凡例

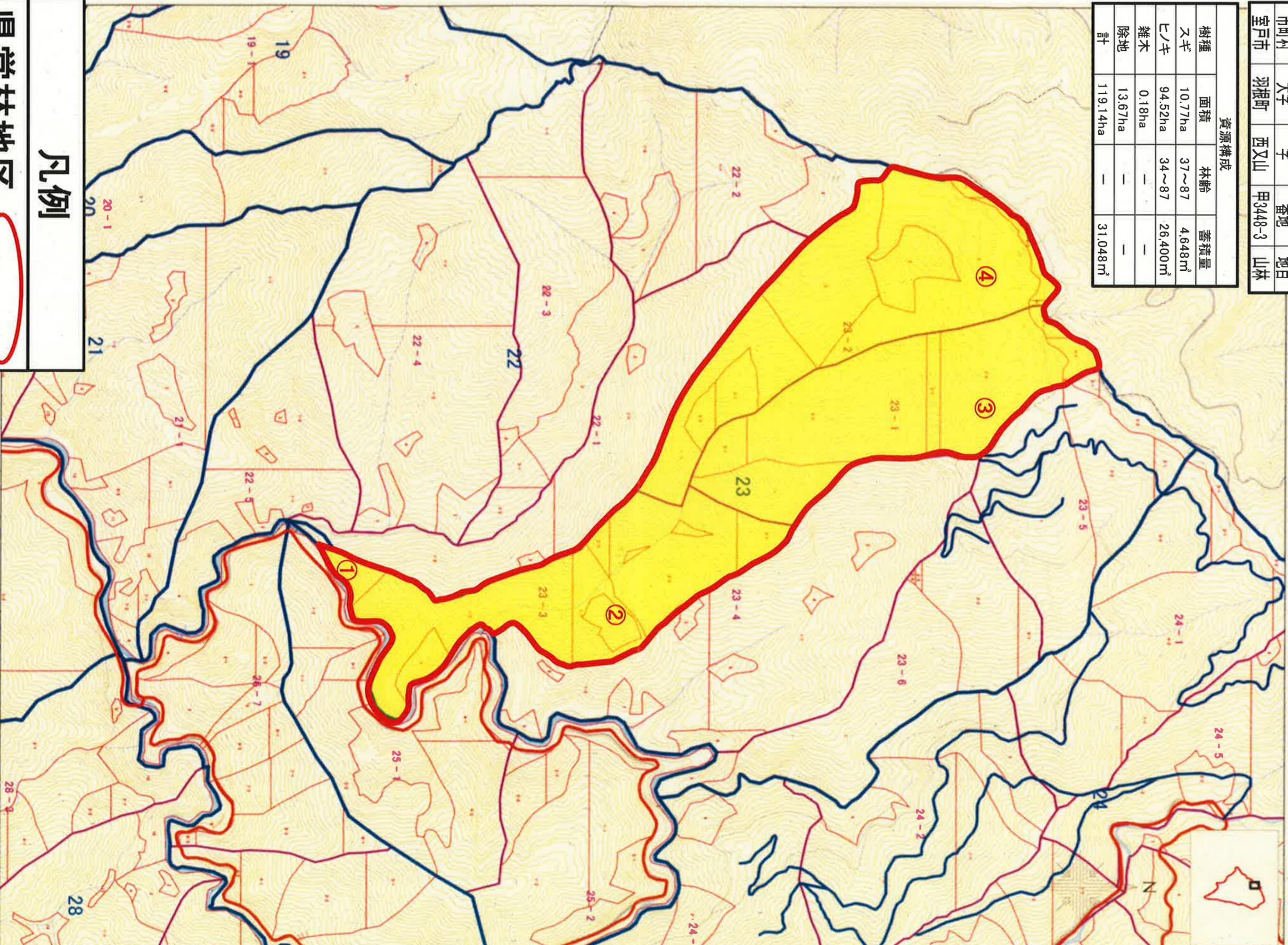
県営林地区



県営林整備事業実施地区 S=1:10000

| | | | | |
|-----|-----|-----|---------|----|
| 市町村 | 大字 | 字 | 番地 | 地目 |
| 室戸市 | 羽根町 | 西又山 | 甲3448-3 | 山林 |

| 資源構成 | | | |
|------|----------|-------|----------------------|
| 樹種 | 面積 | 林齢 | 蓄積量 |
| スギ | 10.77ha | 37~87 | 4,648m ³ |
| ヒノキ | 94.52ha | 34~87 | 26,400m ³ |
| 雑木 | 0.18ha | — | — |
| 除地 | 13.67ha | — | — |
| 計 | 119.14ha | — | 31,048m ³ |



凡例

県営林地区

県営林整備事業実施地区 S=1:10000



凡例

県営林地区



県営林整備事業（PR版）

1 趣旨・目的

当事業は、県営林で収入間伐を行うことで、資源を有効活用するとともに、事業体に約5ヵ年間の事業を委託することで、就労の場の提供と安定した事業量の供給拡大につなげることを目的とします。

県では、これまでも、安定的な雇用の場の確保や施業・経営の集約化促進の取り組みとして一定規模を有する「森の工場」制度を設けるとともに高率の補助制度の創設や技術指導などの重点的な支援を行っています。

今回、県営林を提供することにより、事業体は一定規模のまとまりのある事業地が確保できることから、「森の工場」の設立が容易となり、事業体では安定的な事業運営が期待されます。

2 事業の概要

(1) 事業実施者の資格

- ①高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿（森林整備）（以下「名簿」という。）に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者であること。
- ②共同事業体を組織する場合、その双方が上記名簿に登録されていること。
- ③作業道の開設及び森林整備事業等を、同一の事業体（共同体）において計画、実施できる技術、能力を有する者であること。
- ④県営林を活用し、「森の工場」の認定を受けようとする者であること。

(2) 事業実施者の選定方法（プロポーザル方式による）

- ①事業実施を希望する者は、指定様式の企画提案書（「森の工場」認定申請書をベースに事業費等を記載した書面）を提出する。
- ②県は、提出のあった企画提案書の内容によって審査し、その結果をもって候補者を選定する。
- ③県は、審査をするに当たって、事業実施を希望する者本人（企業体の場合は、その代表者）から提出のあった企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

(3) 事業実施方法

- ①事業者は高知県と協議を経て協定を締結し、協定期間の事業量を決定する。
- ②高知県は、協定書に基づき、事業者が作成した単年度の計画承認を行い、当該年度の事業量を決定する。

(4) 事業内容（企画提案書を基に、高知県と協議をしながら決定）

- ①市町村森林整備計画に沿った、立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を計画、実施すること。
- ②市町村森林整備計画に沿った、作業路網その他の施設の整備を計画、実施すること。
- ③造林事業補助金交付申請、受領及び精算に係る業務に関すること。

(5) 事業対象の県行造林

・令和元年度事業地数 1 事業地

室戸市：羽根県行造林 26 から 28 林班

問い合わせ先

担当：高知県林業振興・環境部
森づくり推進課公営林担当
恒石・川久保

電話：088-821-4814

FAX：088-821-4576

「事業説明会」及び「現地説明」

羽根県行造林26～28林班(室戸市)

(1) 事業説明会

- ① 開催日時： 令和元年8月2日(金) 10:00～12:00
- ② 会 場： 室戸市役所 2階 第一会議室
- ③ 所在地： 室戸市浮津25番地1

(2) 現地説明(事業説明会の際に集合場所を決定します)

- ① 開催日時： 令和元年8月2日(金) 13:00～16:00
- ③ 所在地： 室戸市羽根町字西又山甲3488番3

事業説明会会場位置図



令和元年度県営林整備事業「事業説明会」及び「現地説明」

参加申込書

| | |
|--------|-----|
| 会社名等 | |
| 担当者職氏名 | |
| TEL | () |

1. 「事業説明会」参加者名

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2. 「現地説明」参加者名

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注意事項)

1. 「事業説明会」または「現地説明」の参加申込のない場合は各説明会は実施いたしません。
2. 参加申込の有無を確実に把握する必要があることから、FAX送信していただいた後に必ず電話にて送信した旨のお知らせをいただきますようお願いいたします。
3. 当日の飛び込みによる参加については受け付けません。必ず期限厳守にて参加申込願います。

申込期限：令和元年7月31日（水）午後5時15分（必着）

FAX（森づくり推進課） 088-821-4576